

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652**平準払終身保険、一時払終身保険の新商品を追加！**

京都銀行（頭取 土井 伸宏）は、多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、今般、平準払終身保険、一時払終身保険の取扱商品を追加しますのでお知らせいたします。

今回の新商品追加により、お客さまにはこれまで以上にニーズに合った商品をお選びいただけるようになります。

当行では、お客さまの資産運用ニーズにお応えできるよう、今後も保険商品や投資信託の品揃えを充実させ、お客さまに満足いただける商品やサービスの提供に努めてまいります。

なお、保険商品は預金ではありませんので、元本保証等はありません。詳しい商品内容等は窓口でお問い合わせください。

記

1. 新たに窓口で販売する保険商品

商 品 名	保 険 種 類	引受保険会社
ドルスマート	平準払終身保険	メットライフ生命保険株式会社
生涯プレミアムワールド4	一時払終身保険	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

2. 主な特徴

(1) ドルスマート

- ・終身タイプの死亡保障で万が一に備えながら、将来のための資産形成ができる米ドル建の積立利率変動型終身保険です。
- ・特約を付加することで、お客さまの状況やニーズに合わせて、受取通貨を米ドル・円からお選びいただけます。

(2) 生涯プレミアムワールド4

- ・「ご自身で使うお金」と「ご家族にのこすお金」を、海外の金利と為替を活用して準備できる一時払終身保険です。
- ・追加額（増えた部分）の受取方法は、いつでも払出可能な「積立コース」と定期的に受け取る「定期支払コース」の2つのコースからお選びいただけます。
- ・特約を付加することにより、公的介護保険制度の「要介護1」以上に認定された場合、解約払戻金を原資として、死亡保障に代えて介護年金を生涯にわたって受け取ることができます。

3. 取扱開始日

平成30年4月19日（木）

※当行で取り扱う生命保険商品 … 定額年金保険3商品、平準払個人年金保険4商品、変額年金保険2商品、変額終身保険1商品、一時払終身保険14商品、平準払終身保険5商品、収入保障保険1商品、一時払がん医療終身保険1商品、がん保険2商品、医療保険6商品（計39商品）

以 上

<保険商品に関するご注意事項について>

- 生命保険は、預金ではありませんので、元本保証はありません。
 - 生命保険は商品により、契約時費用（申込金額に対し最高 10.2%程度）ならびに解約時の解約控除（申込金額もしくは積立金額に対し最高 10.0%）が必要となり、据置期間中は保険関係費用（積立金額に対して最高年率 2.35%）、資産運用関係費用（積立金額に対して最高年率 0.2%（税抜））、年金管理費（年金額の最高 1.0%）、更改時費用（積立金額に対して最高 7.0%）、外国為替手数料などの手数料がかかる場合がありますが、ご負担いただく手数料の項目、手数料率、計算方法等は各商品によって異なりますので、一律の算出方法を表示することができません。
 - 詳しくは商品ごとの「パンフレット」等をご覧いただくとともに「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」（変額年金保険の場合は、これに加え「特別勘定のしおり」）を必ずご覧ください。
 - 生命保険は、預金ではありませんので、株価や債券価格の下落、市場金利や為替の変動により、資産残高、解約返戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 - 生命保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
 - ご契約中の生命保険を解約、一部解約した場合、返戻金が払込保険料を下回ることがあります。
 - 生命保険は、引受保険会社が保険の引受を行います。京都銀行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、京都銀行ではなく、引受保険会社となります。
 - 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金原資額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金原資等が払込保険料を下回る場合もあります。
 - 生命保険にご契約いただくか否かが、当行におけるお客様の他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
 - 京都銀行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入を含む）を前提とした生命保険のお申込みはお断りしていますのでご了承ください。
 - 法令上の規制により、お客様のお勤め先や、ご融資のお申込み状況等によっては、生命保険をお申込みいただけない場合があります。
 - 商品によっては、被保険者に健康状態等について告知をしていただく必要があります。また、被保険者の健康状態等によりご契約いただけない場合等があります。なお当行の担当者（生命保険募集人）には告知受領権がございませんので、担当者には口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。
 - 商品によっては、保険契約を有効に継続させるためには、払込方法に応じた期日までに継続的に保険料を払い込んでいただく必要があります。保険料の払い込みが遅れて、一定期間が経過すると契約が失効します。保険契約が失効した場合には、契約の効力がなくなり、保険金等が受け取れませんので、ご注意ください。
 - 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合には、ただちに保険会社または当行までご連絡ください。保険金・給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合につきましては、各商品の「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。
 - ご加入の検討にあたっては、販売資格を持つ当行の募集人にご相談ください。
- ※ 記載している手数料は、平成 30 年 4 月 19 日時点において当行が取扱っている商品の中で最高の料率のものを表示しております。